

児童虐待から子どもを守ろう！

大垣警察署管内で子どもを連れた母親が窃盗事件を引き起こす事案がありました。事件を調査していくと、生活困窮による児童虐待事案が発覚し、関係機関と連携してこの親子を支援していくことになりました。

●児童虐待の兆候

生活環境

- ・ごみが散乱していたり、異臭がするなど家庭内が著しく不衛生
- ・子どもが怪我をする不自然な事故が繰り返し起きる
- ・昼夜を問わず保護者の怒鳴り声が聞こえる
- ・経済状況が著しく不安定

児童の様子

- ・保護者と視線を合わせない・異常に怖がる
- ・昼夜を問わず児童の鳴き声や叫び声が聞こえる
- ・小学校・こども園を欠席することが多い
- ・体や着衣の汚れ、季節にそぐわない服装が認められる

保護者の様子

- ・子どもに対し必要以上に行動を制限する
- ・子どもが泣いてもあやさない・子どもとの会話がな
- ・子どもを置き去りにして、親が長時間外出する
- ・保護者に特殊な事情がある（暴力団・精神障害・アルコール依存症・薬物依存等）



11月は児童虐待防止推進月間です

令和2年度の標語は「189（いちはやく）知らせて守るこどもの未来」です。

虐待は子どもの心身の発達や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、時には生命を奪うという悲しい事件につながります。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で子どもたちを守っていきましょう。

■しつけと虐待の違い

親が「しつけ」だと思っても、子どもの心身を傷つけるものであれば、全て「虐待」にあたります。「しつけ」と虐待の違いは、親の言い分ではなく、親の行為が及ぼす子どもへの影響で判断されます。平成28年にはしつけを名目とした児童虐待の禁止が法律に明記されました。

■児童虐待を防止するために

自ら助けを求めることのできない子どもたちを虐待から守るには、早い段階で発見し、対応することが求められています。「おかしい」と感じたら、迷わず連絡してください。また、妊娠や子育てで悩んだときは、一人で抱え込まず、お気軽にご相談ください。

■ 虐待に関する相談・連絡先 福祉課 ☎64-7104 安八交番 ☎64-2014

西濃子ども相談センター ☎78-4838

■ 子育て、妊娠に関する相談・連絡先 保健センター ☎64-3775

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。



出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所・市町村へお気軽にご相談ください。

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
お住まいの地域の児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

